

平成27年10月29日

熊谷市議会 議会運営委員会様 行政視察

- 1 開会
- 2 御挨拶
- 3 説明（説明者：副議長（元議会改革に関する特別委員長） 真貝 維義）
- 4 質疑応答
- 5 閉会

資料No.	1	議会改革に関する特別委員会の体制と検討テーマ	P1
	2	通年議会に関する資料	2
	3	柏崎市議会の会期等に関する条例	3
	4	専決処分事項の指定	5
	5	専決処分事項の指定に関する基準について	6
	6	一事不再議の運用について	7
	7	議会会議規則	8
これまでの改革実績に関する資料			
	8	議員倫理条例	10
	9	災害時の対応	17
	10	協議等の場の設定	22
	11	議会基本条例の経過	27
	12	これまでの議会改革の経過	35
	13	議会改革の目指すもの	37



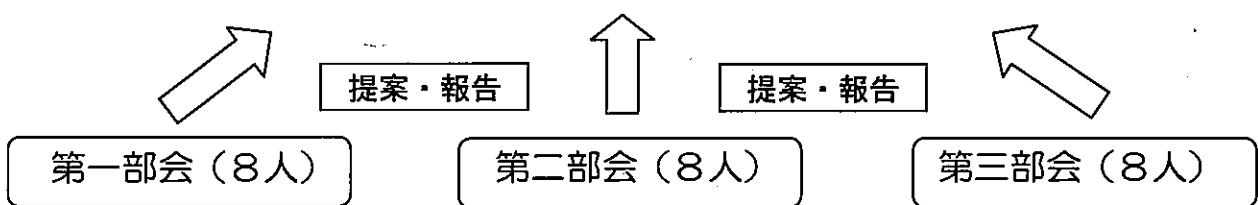
# 議会改革に関する特別委員会の体制と検討テーマ

## 議会改革に関する特別委員会

構成：正副議長を除く24人の委員  
全体の総括・情報の共有

### 企画部会

構成：10人  
任務：各部会の調整など



各 部 会	主な役割、検討事項など
企画部会 10人 ・各会派1人 ・第一～第三部会長	① (役割) 3部会の議論の調整 ② (役割) 全委員参加の説明・協議 ③ 議会事務局の強化 ④ 政務調査費について 平成25年2月定例会 条例改正 ⑤ 議員報酬について
第一部会 8人	① 政治倫理条例 平成25年2月定例会 可決 ② 災害時・緊急時の議会のあり方 平成25年1月 議運 決定 ③ 議会基本条例 平成26年6月 条例制定 ④ 文書質問制度 平成26年9月 実施要綱制定
第二部会 8人	① 通年議会 平成25年5月から実施 ② 議員間討議 平成26年6月 議会基本条例に規定(平成24年6月定例会から試行) ③ 反問権の付与について 平成26年9月 実施要綱制定 ④ 議決案件の追加 平成26年6月 議会基本条例において規定 ⑤ 予算・決算審査のあり方 平成26年9月 決算特別委員会に分科会方式を導入
第三部会 8人	① 議会報告会 平成25年5月25日 試行 ② 委員会ネット中継 平成26年6月29日 試行 ③ 市民アンケート 平成25年11月実施 (平成26年2月報告書作成) ④ 公聴、政策形成の手法

## 通年議会について

柏崎市議会では、平成25年5月1日から通年会期制を採用しました。会期は、毎年5月1日から翌年の4月30日までです（改選や解散のあった年は除く）。

## 1 招集と会期

議会は、市長が招集します。

柏崎市議会の会期等を定める条例に基づき、一度招集された後は、毎年5月1日になると自動的に会期が始まります。このサイクルは、議員の任期（4年）の間、継続します。

つまり、通年会期制をとると、4年に1度の改選後や、議会の解散による選挙の後の初めての会議のみ、市長が招集するということになります（この場合は、議員の任期が始まつてから30日以内に招集することと地方自治法により定められています）。

## 2 定例会議と臨時会議

通年会期となっても、従来の定例会スタイルに準じ、年4回（2月、6月、9月及び12月）、定期的に、まとまった期間に会議を開いて集中的に審議を行います。これら定期に開く会議を「定例会議」と称します。

また、定例会議以外で、必要がある場合に開く会議を「臨時会議」と称します。

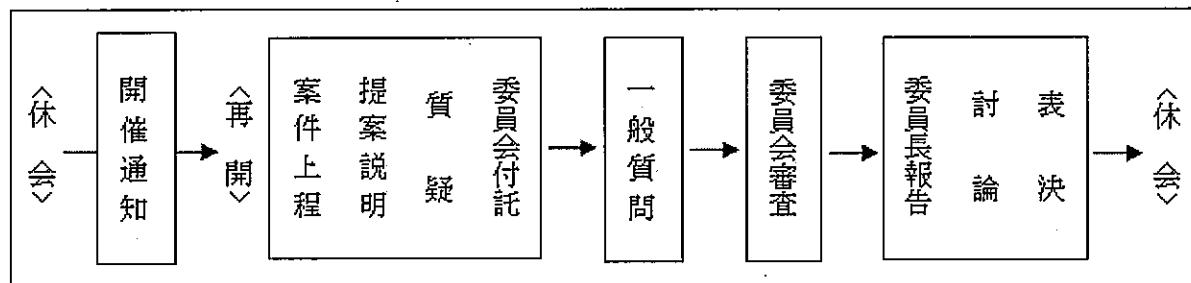
## 3 会議期間と休会

2の定例会議及び臨時会議を開く期間を会議期間と称します。

会議期間が終了すると、議会は「休会」し、次の会議を開く際は、休会状態から「再開」することになります。

本会議の再開は議長の権限であるため、議会側が主体的かつ迅速に会議を開けることになります。

なお、一般的な会議の行程は、次のとおりです。



## 新潟県柏崎市議会の会期等に関する条例

### (会期)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第102条の2第1項に基づき、柏崎市議会の会期は、5月1日から翌年の当該日の前日までとする。ただし、法第102条の2第3項及び第4項の場合は、この限りでない。

### (定例日)

第2条 法第102条の2第6項に基づく定例日は、次のとおりとする。ただし、定例日が新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日を定例日とする。

(1) 6月、9月及び12月の5日

(2) 翌年2月20日

2 災害その他の理由のため、前項の規定により難い場合は、議長が市長と協議して定例日を別に定めることができる。

### (委任)

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成25年5月1日から施行する。

（議会定例会の回数に関する条例の廃止）

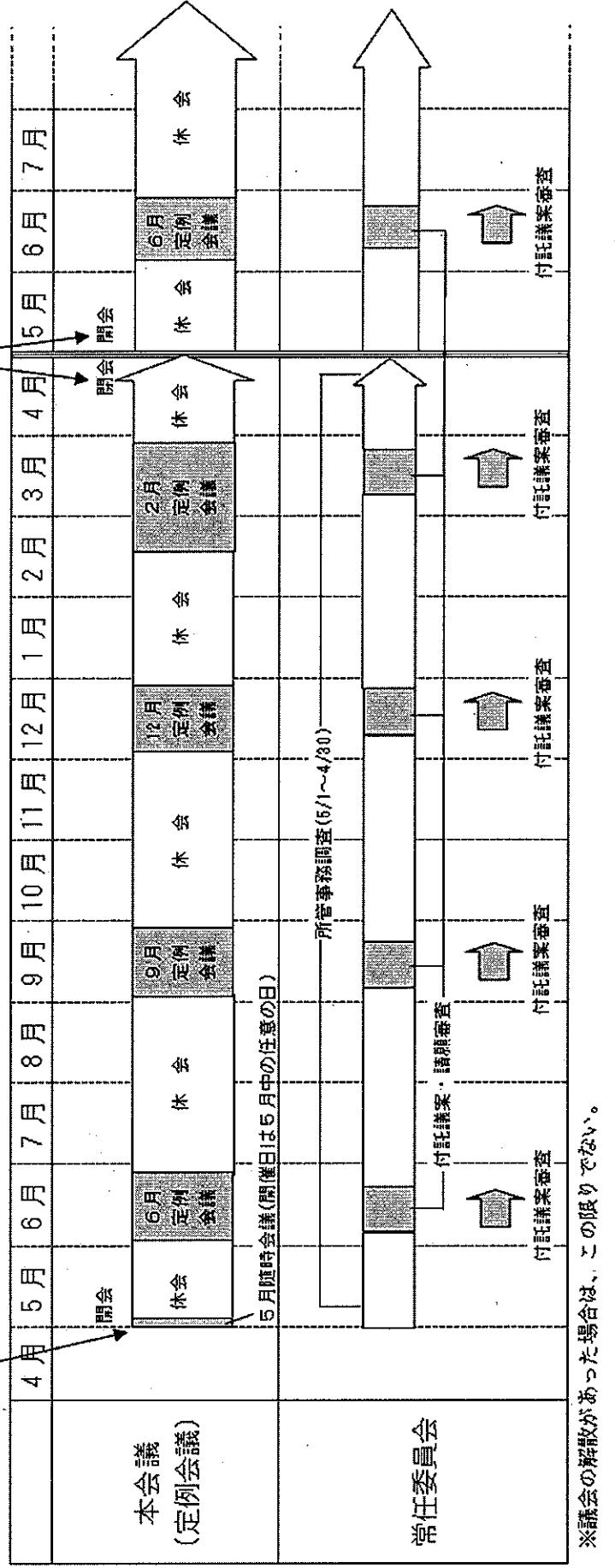
2 新潟県柏崎市議会定例会の回数に関する条例（昭和31年条例第19号）は、廃止する。

附 則（平成26年6月20日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

\* 4年に1度の改選後、最初の会議のみ、市長が招集する（例外として、H26.5.1の会議を含む）

※議会は4月30日に開会し、5月1日になると次の会期が自動的に始まる



## 専決処分事項の指定について

専決処分事項の指定について（平成3年3月22日議決）の全部を改正する。

この議決の効力は、平成25年5月1日から生ずる。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法律上市の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額を決定すること及びこれに伴う和解に関すること。
- 2 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修（豪雪時の除雪経費を含む。）及び工事等に関する歳入歳出予算の補正をすること。
- 3 会計年度末における法令等の改正に伴う必要な条例の改正を行うこと。
- 4 会計年度末における日切れ扱いの法律等の改正に伴う歳入歳出予算の補正を行うこと。
- 5 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
- 6 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。
- 7 関係一部事務組合及び広域連合の規約の変更及び構成市町村数の増減に関するこ

## 専決処分事項の指定に関する基準について

専決処分事項の指定について（平成25年3月25日議決）第2項について、災害救助法又は新潟県災害救助条例が適用された場合、激甚災害指定を受けた場合のほか、具体的な基準を定めるものとする。

### 1 公共土木施設災害復旧事業に係る関係経費

- (1) 公共土木施設災害復旧成立時における設計委託費、工事費（応急本工事、応急仮工事）

※ 公共土木施設災害復旧成立とは、災害時において国庫補助を受けることができる基準（例 24時間最大雨量80mm以上、時間最大20mm以上）に該当し、その適用を受けることをいう。

- (2) 公共土木施設災害復旧の成立の有無に関わらない関係経費、道路・河川等の応急復旧関係経費（設計委託費、機械借上費、工事費）

### 2 砂防事業関係事業における関係経費

小規模急傾斜地崩壊防止事業成立時（豪雨時等）における設計委託費、工事費

※ 小規模急傾斜地崩壊防止事業成立とは、災害時において県補助を受けることができる基準に該当し、その適用を受けることをいう。

### 3 豪雪時等における関係経費

豪雪時等における当初予算不足時の除雪委託料、機械借上費、町内除排雪補助金

### 4 公共施設等に危険を及ぼす建築物等の緊急安全措置に関する経費

## 会議規則第15条ただし書（一事不再議）の運用について

会期内であっても、会議の期間が異なる場合は、会議規則第15条ただし書に規定する事情の変更があったものとする。

会議の期間とは、次のことをいう。

(1) 定例的な会議（6月、9月、12月及び2月議会）の期間

(2) 市長からの会議請求による会議の期間

(3) 議長発議、議員からの請求による会議等の期間

※(2)(3)は、いずれも(1)の期間に属さないものに限る。

	改正後	改正前
○新潟県柏崎市議会議規則	○新潟県柏崎市議会議規則 昭和42年10月12日議会規則第1号	○新潟県柏崎市議会議規則 昭和42年10月12日議会規則第1号
新潟県柏崎市議会議規則	新潟県柏崎市議会議規則	新潟県柏崎市議会議規則
第5条から第7条まで 削除		
(会期)	第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。 2 会期は、招集された日から起算する。	第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。 2 会期は、招集された日から起算する。
(会期の延長)	第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。 (会期中の閉会)	第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。 (会期中の閉会)
(会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。)	第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。	第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。
(一事不再議)	(一事不再議)	(一事不再議)
第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出すること ができない。ただし、事情の変更があつたときは、この限りでない。	第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出すること ができない。	第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出すること ができない。
(発言の取消し又は訂正)		
第65条 発言した議員は、その発言があつた日から起算して7日以内に、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正是字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。	第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正是字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。	第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正是字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。
2 前項の期間内に会期が終了することとなつた場合には、当該発言のあつた日から会期が終了するまでの日とする。	(追加)	(追加)

改正後	改正前
<u>(継続審査)</u> 第111条 委員会は、次の会期においてもなお審査又は調査を継続する必要があると認めると認めるとときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。	<u>(閉会中の継続審査)</u> 第111条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるとときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。
<u>(議長及び副議長の辞職)</u> 第145条 (略) 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮つてその許否を決定する。 (削除)	<u>(議長及び副議長の辞職)</u> 第145条 (略) 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮つてその許否を決定する。 3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
<u>(議員の辞職)</u> 第146条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。 2 前条第2項の規定は、議員の辞職について、準用する。	<u>(議員の辞職)</u> 第146条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。 2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

## 新潟県柏崎市議会議員倫理条例

### 前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 議員倫理（第4条－第7条）

第3章 審査請求及び議員倫理審査会（第8条－第13条）

第4章 雜則（第14条・第15条）

### 附則

柏崎市議会が目指している市民参加と開かれた議会は、議員に対する市民の揺るぎない信頼があつて初めて実現できるものである。

柏崎市議会議員は、市民から正当に選挙された者として、全ての市民の包括的な利益を最優先としなければならない。

そのためには、議員は公職者としての高い倫理観と深い見識により、自ら考える明確な議員倫理基準に基づき、誇りと自信を持って市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。

ここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、議会を構成する議員が、市民全体の代表者として、また、市民全体の奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき事項について定めるとともに、市民が議員活動について説明を求める機会を保障することにより、議員が市民から信頼を得る基盤を作り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

#### （議員の責務）

第2条 議員は、市政に関わる権能と責務を深く自覚し、第4条に規定する議員倫理基準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の向上に努めなければならない。

3 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。

#### （市民の役割）

第3条 市民は、主権者として公共の利益を実現する自覚を持ち、議

員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない。

## 第2章 議員倫理

### (議員倫理基準)

第4条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）など公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令（条例及び規則等を含む。）のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 議員の職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと、及びその権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (2) 市（市が設立した公社又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものをお出しし、若しくは拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。第6条において同じ。）の請負契約（下請負を含む。）、一般物品納入契約、業務委託契約及び指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定に関して、特定の個人、企業、団体等のために有利な取り計らいをし、妨害し、又は排除する等の働きかけをしないこと。
- (3) 市の職員の適正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使其するよう働きかけをしないこと。
- (4) 市の職員の採用、昇格又は異動に関して、紹介又は推薦をしないこと。
- (5) 嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャルハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (6) 柏崎市議会の品位と名誉を著しく損なう行為を行わないこと。

### (議員の要請等に対する記録)

第5条 議長は、議員が行う職員等に対する口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応等を記録した文書を作成することを当該職員等の任命権者等に求めるものとする。

(市の許認可が必要な事業を営む法人等の代表者等就任の届出)

第6条 議員は、市の許認可が必要な事業を営む法人その他の団体又は市から補助金等の交付を受け、若しくは受けようとする法人その他の団体の代表者又は役員に就任したときは、その就任の日から30日以内に、その事実を証する資料を添付して議長にその旨を届け出なければならない。代表者又は役員を退任したときも、同様とする。

(公共事業等の請負契約等及び指定管理者の指定における自粛の要請)

第7条 議員は、市が行う公共事業等の請負契約等又は指定管理者の指定について、議員の配偶者若しくは2親等内の血族又は同居親族が経営する企業に対し、地方自治法第92条の2に規定する趣旨を尊重し、それらの自粛を求めるよう努めるものとする。ただし、災害等により緊急を要する場合は、この限りでない。

### 第3章 審査請求及び議員倫理審査会

(審査請求の手続)

第8条 市民又は議員は、議員に第4条に規定する議員倫理基準に違反する事実（以下「議員倫理基準違反」という。）があると認めるときは、これを証する資料を添えて、市民にあっては柏崎市議会議員の選挙権を有する者の50人以上の者の連署、議員にあっては議員定数の12分の1以上の議員の連署をもって、その代表者から議長に対し、議員倫理基準違反の事実確認の審査を請求することができる。この場合において、代表者は、柏崎市議会議員の選挙権を有する者又は議員に対し、署名をし印を押すことを求めなければならない。

- 2 前項の連署のため署名を収集しようとする者は、あらかじめ同項の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）の内容を定め、議長に届け出なければならない。この場合において、署名収集の開始後は、当該審査請求の内容を変更してはならない。
- 3 署名の収集は、前項の規定による議長への届出の日から30日以内に行わなければならない。
- 4 地方自治法第80条第4項で準用する同法第74条第7項の規定

の例により、同項で定める期間は、署名を求めることができない。

5 審査請求は、第3項に定める署名収集期間が終了する日の翌日から起算して5日を経過する日までに行わなければならない。

6 審査請求をするに当たっては、議員に議員倫理基準違反があると認めるに足る根拠に基づき、誠実に行うよう努めなければならない。

7 審査請求は、議員倫理基準違反があった日から1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると議長が認めたときは、この限りでない。

8 議長は、市民から審査請求を受けたときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求書に連署した者が柏崎市議会議員の選挙権を有しているかどうかの確認を求めるものとする。

(議員倫理審査会の設置等)

第9条 議長は、審査請求を受けたときは、これを審査するため、議会に柏崎市議会議員倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するとともに、その事案について審査を付託するものとする。

2 審査会の委員定数は8人以内とし、議員の中から議長が議会運営委員会に諮って選任する。ただし、審査の対象となっている議員（以下「被請求議員」という。）及び審査請求をした議員は、委員となることができない。

3 審査会の委員の任期は、当該事案の審査終了時までとする。

4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(議員倫理審査会の職務等)

第10条 審査会は、前条第1項の規定により付託された事案について、当該審査請求の適否及び当該審査請求に係る議員倫理基準違反について審査を行う。

2 審査会は、前項の審査を行うため、被請求議員、審査請求した者及びその他関係人に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。

- 3 審査会は、第1項の審査を行うため、専門的知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聞くことができる。
- 4 審査会は、委員長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 審査会の会議は、公開する。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(被請求議員の協力義務及び弁明)

- 第11条 被請求議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められたときは、これに応じなければならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 2 被請求議員は、審査会において口頭又は書面において弁明することができる。
- 3 審査会は、被請求議員が第1項に規定する資料の提出若しくは出席の要求を拒否したとき、又は虚偽の陳述をしたときは、その旨を議長及び議会に報告する。

(審査結果の報告)

- 第12条 審査会は、審査会を設置した日から90日以内に、付託された事案の審査を終え、議長に審査結果を文書で報告しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 2 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に議会に報告するとともに、議会に付議すべき事件に定める。

(議会の職務及び措置)

- 第13条 議会は、議員倫理基準違反の存否を確認しなければならない。
- 2 前条第2項の規定により付議された事件の対象となっている議員(以下「対象議員」という。)は、議会の同意を得て、会議に出席し、弁明することができる。
- 3 議会は、第1項の規定により議員倫理基準違反があると確認した場合においては、対象議員に対し必要な措置を講じなければならない。

4 前項の規定による対象議員に対する措置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 議長による厳重注意
- (2) 陳謝文の提出及び議場での朗読
- (3) 議会役職の辞任勧告
- (4) 議員辞職勧告

5 議会は、第1項の規定により議員倫理基準違反がないと確認した場合においては、対象議員の名誉回復のために必要な措置を講じなければならない。

6 議長は、第3項及び前項の議決があったときは、その内容を第8条第1項の規定により審査請求をした市民又は議員の代表者に通知するとともに、公表するものとする。

7 議長は、第3項及び第5項の規定による確認があったときは、議会の品位及び名誉を守り、かつ、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 雜則

##### (条例の改正)

第14条 議会は、この条例について社会情勢の変化等により改正の必要が生じたときは、速やかに改正しなければならない。

##### (その他)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 第8条第1項の規定は、この条例の施行日前になされた行為については、適用しない。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正)

3 新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表第2中

「	地方公務員法第8条第6項の規定により 出頭した証人	」
---	------------------------------	---

を

「	地方公務員法第8条第6項の規定により 出頭した証人	」
	新潟県柏崎市議会議員倫理条例第10条第 2項又は第3項の規定により出頭した者	」

に改める。

## 柏崎市議会災害時の対応マニュアル

災害とは、「大震災」はもとより、「台風等風水害」「豪雪」「竜巻」「津波」等をいう。

議会及び議員は、状況に応じ「柏崎市議会災害時行動マニュアル」に従う。

市の災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合、議員及び議会事務局は次のとおり対応する。なお、議長は、副議長等と協議の結果、柏崎市議会災害対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を速やかに設置することとし、議員及び議会事務局職員は、議会支援本部の指示に基づき対応するものとする。

- 1 事務局長は、災害対策本部が設置された旨を議長及び副議長に連絡する。
- 2 連絡を受けた議長及び副議長は、速やかに市役所に登庁するものとする。
- 3 事務局長は、災害対策本部の災害情報等を議長及び副議長に報告の上、隨時各議員に情報提供を行う。
- 4 各議員が地域で収集した情報は、議長に報告する。
- 5 報告された情報は、議長及び副議長が整理し、必要に応じて災害対策本部に提供する。
- 6 議会支援本部は、必要に応じて議員の招集を行う。

---

### 経過

平成25年1月23日議会運営委員会決定

---

## 柏崎市議会災害時行動マニュアル

### 初動（対策本部設置時）

- 1 市が柏崎市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置した場合、災害対策本部から議長に対し、その旨が連絡される。  
※ 議員へも情報提供される。
- 2 議長は、副議長等と協議の結果、柏崎市議会災害対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）の設置を決定し、その旨を速やかに議員へ連絡する。
- 3 議長は、市に対し議会支援本部を設置したことを報告する。
- 4 議会支援本部は、柏崎市庁舎5階の第一委員会室に設置する。

### 初期（災害発生からおおむね24時間以内）

- 1 各議員は、自分の安否、居場所、連絡先等を議会支援本部に報告する。
- 2 各議員は、人命救助及び緊急を要する防災活動を優先するとともに情報収集を行う。
- 3 各議員は、議会支援本部の指示に基づき、議会支援本部に集合する。

### 中期（災害発生からおおむね1週間までの期間）

- 1 議会支援本部は、本部役員会議を招集し、各常任委員会が行うべき被災地及び避難所等の状況確認等対応を検討する。
- 2 各常任委員会は、議会支援本部の指示に基づき、被災地及び避難所等の調査を行い、情報及び要請事項等を議会支援本部に報告する。
- 3 議会支援本部は、災害対策本部との情報交換と諸要請を行う。

### 後期（災害発生からおおむね1週間以降）

- 1 議会支援本部は、必要に応じて会議を開催する。  
※会議とは、本会議に限るものではない。
- 2 議会支援本部は、引き続き、災害対策本部への協力をを行う。
- 3 議会支援本部は、各常任委員会による被災地及び避難所等の調査を指示する。
- 4 議会支援本部は、国・県への要望活動を行う。

---

### 経過

平成25年1月23日議会運営委員会決定

---

## 柏崎市議会災害対策支援本部設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、柏崎市において地震等の災害が発生したときに、柏崎市議会が柏崎市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが安全を保持しつつ、迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (議会支援本部の設置)

第2条 柏崎市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により災害対策本部が設置された場合は、これを支援し、協力するため、柏崎市議会災害対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を設置するものとする。

### (議会支援本部の構成)

第3条 議会支援本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、本部の任務を総括し、本部員を統括するものとし、必要に応じて本部役員又は本部員の招集を行うものとする。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 本部役員は、会派代表者、常任委員長及び議会運営委員長をもって充てる。
- 5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の統括の下、本部の任務に従事する。
- 6 議会支援本部の体制は、別表のとおりとする。

### (議会支援本部の任務)

第4条 議会支援本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 災害対策本部からの災害情報の報告を受け、本部員に情報提供を行うこと。
- (3) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (4) 災害情報を収集及び整理をし、災害対策本部に提供等を行うこと。
- (5) 必要に応じて国、県等への要望を行うこと。
- (6) その他本部長が必要と認める事項に関するここと。

### (本部員の対応)

第5条 本部員の対応は、次のとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。

- (2) 議会支援本部から情報の提供を受けること。
- (3) 情報収集を行い、必要に応じて議会支援本部へ報告すること。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、災害対策本部の会議に出席し、情報収集に努めるとともに、議会支援本部へ情報提供を行う。
- (2) 事務局長は、議会支援本部の会議録を作成する。
- (3) 事務局長及び事務局職員は、災害対策本部の業務に従事するとともに、議会支援本部の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成25年1月23日から施行する。

---

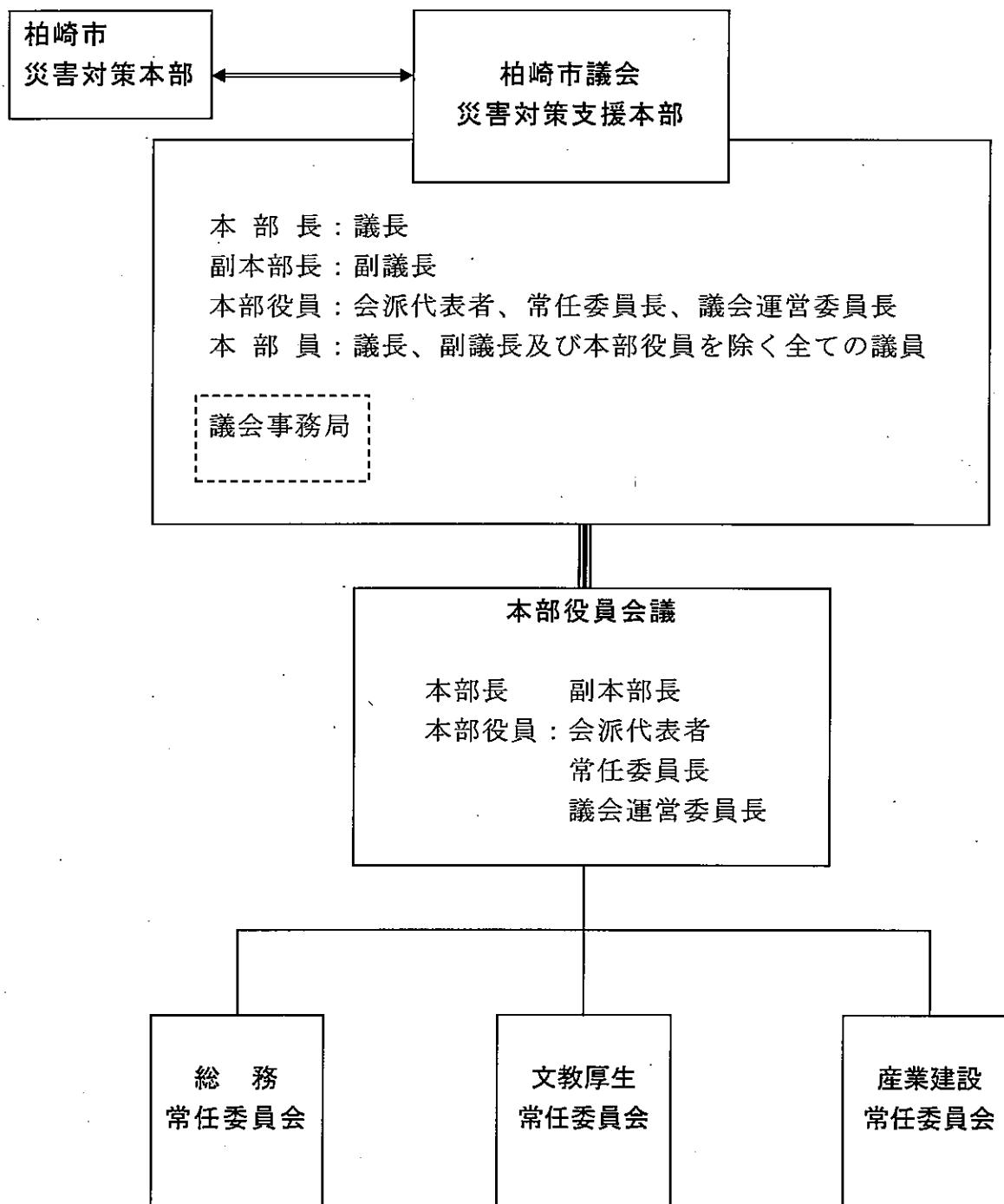
経過

平成25年1月23日議会運営委員会決定

---

別表（第3条関係）

柏崎市議会災害対策支援本部体制表



## 新潟県柏崎市議会全員協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県柏崎市議会會議規則（昭和42年議会規則第1号）

第164条の2第4項の規定により、全員協議会の運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (開催)

第2条 全員協議会の開催については、議長、会派代表者又は議員の定数の4分の1以上の議員の発議に基づき、あらかじめ議会運営委員会で協議する。

### (協議事項)

第3条 全員協議会における協議事項は、市長及びその他の関係機関等の要請による報告、意見聴取等又は議会として議員全員で協議すべき事項とする。

### (公開)

第4条 全員協議会は、公開とする。ただし、協議により、傍聴を許可しないことができる。

### (運営)

第5条 全員協議会の運営は、本会議に準ずるものとする。

### (会議録)

第6条 議長は、事務局職員をして会議録を作成させる。

2 会議録の作成及び取り扱いは、本会議の会議録に準ずる。ただし、全文記録でなく、要点記録とすることができます。

3 会議録は、議長及び議員の署名は行わない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 新潟県柏崎市議会会派代表者会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県柏崎市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）

第164条の2第4項の規定により、会派代表者会議の運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (開催)

第2条 会派代表者会議は、議長若しくは会派代表者の発議又は市長その他の関係機関の要請に基づき、必要に応じて開催する。

### (協議事項)

第3条 会派代表者会議における協議事項は、次のとおりとする。ただし、議会運営等に関する各種調整については、議会運営委員会から要請を受けたものに限るものとする。

(1) 市政等又は議会運営等に関する各種情報・意見等の交換

(2) 市政等又は議会運営等に関する各種調整

### (公開)

第4条 会派代表者会議は、公開とする。ただし、協議により、傍聴を許可しないことができる。

2 会派代表者でない議員が傍聴する場合であっても、当該議員は発言することができない。

### (代理出席)

第5条 会派代表者がやむを得ない事情により出席できない場合は、同じ会派に所属する議員が、代理出席することができる。

### (会派に属さない議員の出席)

第6条 第4条の規定にかかわらず、会派に所属しない議員の出席は認め、議長が許可した場合は、発言することができる。

### (運営)

第7条 会派代表者会議の運営は、委員会に準ずるものとし、会議の議長は議長が務める。

### (会議録)

第8条 議長は、事務局職員をして会議録を作成させる。

2 会議録の作成及び取り扱いは、委員会の会議録に準ずる。ただし、会議概要是、要点記録とする。

3 会議録は、議長及び議員の署名は行わない。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が会派代表者会議に

諮詢で定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 新潟県柏崎市議会委員協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県柏崎市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）

第164条の2第4項の規定により、委員協議会の運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (開催)

第2条 委員協議会は、委員長又は委員の定数の半数以上の委員の発議に基づき、必要に応じて開催する。

### (協議事項)

第3条 委員協議会における協議事項は、市長その他関係機関の要請による報告、意見聴取等又は委員会として委員全員で協議すべき事項とする。

### (公開)

第4条 委員協議会は、公開とする。ただし、協議により、傍聴を許可しないことができる。

### (運営)

第5条 委員協議会の運営は、委員会に準ずるものとする。

2 委員でない議員の出席は認め、必要に応じて発言を許可する。

### (会議録)

第6条 委員長は、事務局職員をして会議録を作成させる。

2 会議録の作成及び取り扱いは、委員会の会議録に準ずる。ただし、会議概要是、要点記録とする。

3 会議録は、委員長及び委員の署名は行わない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 新潟県柏崎市議会広報広聴委員会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県柏崎市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）

第164条の2第4項の規定により、広報広聴委員会の運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (所管)

第2条 広報広聴委員会の所管事項は、次のとおりとする。

(1) 議会だよりに關すること。

(2) 議会ホームページに關すること。

### (開催)

第3条 広報広聴委員会は、委員長又は委員の定数の半数以上の委員の発議に基づき、必要に応じて開催する。

### (委員)

第4条 広報広聴委員は、各会派から1人ずつ選出し、議長の指名により選任するものとする。

### (任期)

第5条 広報広聴委員の任期は、議員の任期による。

### (委員長及び副委員長)

第6条 広報広聴委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

### (公開)

第7条 広報広聴委員会は、公開とする。ただし、協議により、傍聴を許可しないことができる。

### (運営)

第8条 広報広聴委員会の運営は、委員会に準ずるものとする。

### (会議録)

第9条 委員長は、事務局職員をして会議録を作成させる。

2 会議録の作成及び取り扱いは、委員会の会議録に準ずる。ただし、会議概要是、要点記録とする。

3 会議録は、委員長及び委員の署名は行わない。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 新潟県柏崎市議会基本条例

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 最高規範性（第2条）
- 第3章 議会の運営原則及び議員の活動原則（第3条—第9条）
- 第4章 議案及び政策の審議並びに調査（第10条—第18条）
- 第5章 市民と議会の関係（第19条—第21条）
- 第6章 議会と行政の関係（第22条・第23条）
- 第7章 議員間討議（第24条）
- 第8章 議会の災害時対応（第25条）
- 第9章 議会及び議会事務局体制整備（第26条—第28条）
- 第10章 議員の倫理、身分及び待遇（第29条—第31条）
- 第11章 条例の検証及び見直し手続（第32条）

#### 附則

地方公共団体の自主性及び自立性を高め、自らの判断と責任において行政運営を促進する地方分権改革が推進される中、地方議会の果たす役割は、ますます大きくなっている。

柏崎市議会（以下「議会」という。）と柏崎市長（以下「市長」という。）は、ともに市民の信託を受けて活動し、二元代表制の下、柏崎市（以下「市」という。）の意思決定機関として、市政の発展、市民自治及び市民福祉の向上を目指していく使命が課せられている。

あわせて、議会は、市民の代表機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）を遵守することはもとより、情報公開と説明責任の遂行、透明性と公平・公正の確保、政策活動等への多様な市民参画の促進、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との抑制と均衡のとれた関係の保持及び政治倫理の向上を図る責務がある。

この使命と責務を果たすため、議会は、「市民の信託に応える合議体たる議会づくり」を基本理念に掲げ、活力と創造に満ちた議会活動を誠実に行い、市民に信頼される議会を目指し、市民とともに豊かなまちづくりを実現するために、新潟県柏崎市議会基本条例（以下「基

本条例」という。)を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 基本条例は、議会に関する基本的事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針を明らかにすることにより、議会の活性化を図り、議会が市民の信託に応え、もって市民福祉の向上及び豊かなまちづくりの実現並びに市政の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 最高規範性

### (議会における最高規範性)

第2条 基本条例は、議会運営における最高規範であつて、議会は、基本条例の趣旨及び目的並びに理念に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

## 第3章 議会の運営原則及び議員の活動原則

### (議会の運営原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき議会運営を行うものとする。

- (1) 積極的な情報の公開、透明性と公平・公正の確保及び市民への説明責任を果たし、議会を市民に開かれたものにすること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握するとともに、政策活動等の向上に努めること。
- (3) 市長等と抑制と均衡のとれた関係を保ち、市政執行を監視すること。
- (4) 議会の役割を不斷に追求し、市民参加の推進を始め、市民の信託に応える議会改革に取り組むこと。

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市民福祉の向上のための活動に努めること。
- (2) 議会は合議制の議事機関であることに鑑み、議員の自由討議を図り、合意形成に努めること。
- (3) 調査・研究活動を積極的に行い、政策活動等に反映させるよう努めること。
- (4) 議会活動に必要な見識を高め、不断の自己研さんと政治倫理の

向上に努めること。

(委員会の活動原則)

第5条 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）は、審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行い、委員会討議を重視することに努めるものとする。

2 委員長は、委員会運営に当たっては、公平・公正を確保し、秩序保持に努めるものとする。

3 委員会は、所管に係る関係団体との意見交換会を行うなど、多様な運営により市民の要請に応えるとともに、市民参加の推進に努めるものとする。

(全員協議会)

第6条 全員協議会について必要な事項は、議長が別に定める。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

(会派代表者会議)

第8条 会派代表者会議について必要な事項は、議長が別に定める。

(議長の権限と役割)

第9条 議長の権限については、法の定めるところによるものとし、その役割については、新潟県柏崎市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）で定めるものとする。

2 議長の任を務めようとする者は、その所信を表明するものとする。副議長の任を務めようとする者にあっては、所信の表明をすることができるものとする。

第4章 議案及び政策の審議並びに調査

(通年議会)

第10条 議会の会期は、通年とし、必要な事項は、新潟県柏崎市議会の会期等に関する条例（平成25年条例第32号）に定めるものとする。

(議会の議決事件)

第11条 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、市政の重要な計画等を議決事件に加えるものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 総合計画の基本構想に基づいて定める基本計画のうち、施策の体系の策定、変更又は廃止に関すること。
- (3) 友好都市及び姉妹都市の協定の締結又は廃止に関すること。

(政策等の説明要求及び審議)

第12条 議会は、市長が提案する重要な政策及び計画並びに事業(以下「政策等」という。)について、その水準を高め、議決責任を担保するため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めることができる。

- (1) 政策等の背景、目的及び効果
- (2) 総合計画における根拠及び位置付け
- (3) 関係ある法令、条例等
- (4) 政策等の実施に係る事業費及びその財源

2 議会は、政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策等の評価に資する審議に努めるものとする。

(発言の取消勧告)

第13条 議長又は委員長は、本会議又は委員会において不穏当な発言を行った者に対し、発言の取消しを勧告することができる。

(専門的知見の活用)

第14条 議会は、議案の審査又は討議に反映させるため、学識経験を有する者等に市の事務に関する専門的事項の調査を依頼し、又は公聴会を開き、若しくは参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる。

2 公聴会及び参考人に関する必要な事項は、新潟県柏崎市議会会議規則で定めるものとする。

(調査機関の設置)

第15条 議会は、市政の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 調査機関の設置及び運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

(附帯決議への対応)

第16条 議会は、本会議で可決された附帯決議について、市長等に事後の対応について報告を求めることができる。

(採択請願への対応)

第17条 議会は、採択した請願のうち市長等において措置することが適當とするものについて、市長等に事後の対応について報告を求めることができる。

(政務活動費)

第18条 政務活動費は、政策活動等の向上を図る調査・研究活動のため、有効に活用するものとする。

2 政務活動費の執行に当たっては、新潟県柏崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）の規定を遵守し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

第5章 市民と議会の関係

(市民参加及び情報公開)

第19条 議会は、議案に係る各議員の賛否の表明状況など、議会活動に関する情報公開を徹底し、市民への説明責任を果たすものとする。

2 議会は、会議等を原則として公開するものとし、情報通信技術等の手段を利用し、議会の透明性の向上を図るものとする。

3 議会は、請願を市民の政策提言と位置付け、その審議に当たっては、提出者が希望した場合は、意見を述べる機会を設けるものとする。

(広報・広聴の充実)

第20条 議会は、情報通信技術等の手段を利用し、多くの市民が議会に関心を高めるよう広報活動の充実に努めるものとする。

2 議会が条例を提案するに当たっては、パブリックコメントの実施その他の手法により、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(議会の報告会等)

第21条 議会は、市民への報告等を行う場（以下この条において「報告会等」という。）を設け、議会活動及び市政の諸課題について、情報提供及び情報共有に努めるものとする。

2 議会は、市民との意見交換の場を設け、必要に応じて市民の意見を政策活動等に反映させるよう努めるものとする。

3 報告会等に関して必要な事項は、議長が別に定める。

## 第6章 議会と行政の関係

### （議会と市長等との関係）

第22条 議会審議における議員と市長等は、広く市政上の論点及び争点を明確にするよう努めるものとし、議員は、本会議における質問等は、論点を市民に分かりやすくするよう努めるものとする。

2 議員は、議会の休会中、緊急の事態が発生したときは、議長の許可を得た上で、市長等に対して文書による質問を行うことができる。文書による質問に関して必要な事項は、議長が別に定める。

3 本会議又は委員会において、議員の質問に対して答弁をする者は、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。反問に関して必要な事項は、議長が別に定める。

### （適正な議会費の確立）

第23条 議会は、適正な議会活動を確立するため、議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

## 第7章 議員間討議

### （議員間討議の重視）

第24条 議会は、言論の府であることを認識し、議会の機能を發揮するため、議員相互間の自由討議を十分に行い、合意形成の醸成に努めるものとする。

## 第8章 議会の災害時対応

### （災害時における議会及び議員の対応）

第25条 議会は、市が災害対策本部を設置したときは、これを支援し、協力するため、柏崎市議会災害対策支援本部（以下この条において「議会支援本部」という。）を設置するものとする。

2 議員は、議会支援本部が設置されたときは、議長が別に定める要綱に基づき適切に行動し、市民の安全・安心の確保に資するものと

する。

## 第9章 議会及び議会事務局体制整備

### (議員研修の充実・強化)

第26条 議会は、政策活動等の向上を図るため、議員研修の充実・強化に努めるものとする。

2 議会は、基本条例の目的と理念が理解されるよう、一般選挙を経た任期開始後速やかに議員研修を行うものとする。

### (議会事務局の体制整備)

第27条 議会は、政策活動等の向上を図るため、これを補助する組織としての議会事務局について、地方自治全般に関わる調査及び法制部門の充実に努めるものとする。

### (議会図書室の充実及び利用)

第28条 議会は、政策活動等の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室が市民に利用できるよう適切な措置を講じるものとする。

3 議会図書室の管理に関して必要な事項は、新潟県柏崎市議会図書室規程（昭和27年3月議会事務局規程第1号）に定める。

## 第10章 議員の倫理、身分及び待遇

### (議員の政治倫理)

第29条 議員は、新潟県柏崎市議会議員倫理条例（平成25年条例第31号）を遵守するものとする。

### (議員定数)

第30条 議員定数は、新潟県柏崎市議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第41号）で定めるものとする。

### (議員報酬)

第31条 議員報酬は、新潟県柏崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第23号）で定めるものとする。

## 第11章 条例の検証及び見直し手続

### (条例の検証及び見直し手続)

第32条 議会は、基本条例の理念及び基本条例に基づいて制定され

た議会関係条例等を遵守するものとする。

- 2 議会は、2年ごとに1回、当該年度末までに基本条例の目的が達成されているかどうか、議会運営委員会において検証し、結果を市民に公表するものとする。この場合において、議会は、その検証の結果、改善が必要と認めるときは、適切な措置を講じるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、議会は、やむを得ない理由があると認められるときは、前項に規定する検証を隨時に行うことができるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 柏崎市議会改革の取り組み

	期日	取組事項
1	平成10年3月	行政機関とともに情報公開条例の制定
2	平成10年6月10日	「議会の地位と権限に関する調査特別委員会」設置についての決議（案）可決
3	平成10年9月	本会議のモニターテレビ放映及びFMピッカラでの一般質問の放送
4	平成11年3月	行政機関とともに個人情報保護条例の制定
5	平成11年4月	議会事務局長の部長級への格付けと事務局職員の体制強化
6	平成11年5月臨時会	議会用語の見直し
7	平成11年6月18日	正・副議長選挙における所信開陳
8	〃	地方自治法の改正を求める意見書の提出 〔内容〕 ・議員による臨時会召集要件の緩和 ・議員の議案提出要件の緩和の実施 ・議員の議案修正動議要件の緩和の実施 ・地方自治法第96条第1項第5項及び第8号で規定する「政令で定める基準」の範囲を地方公共団体の規模に応じた基準に見直すこと
9	〃	委員会の全文記録化の要望
10	平成11年6月議会	委員会審査の公開（委員会条例改正）
11	〃	議場における質問席の設置
12	平成11年6月	議会傍聴規則の改正
13	平成11年6月議会	市が出資している法人、団体に対するチェック体制の確立
14	平成11年12月議会で認定	決算審査の改善
15	平成12年度から	市民への議会活動の理解促進 ・議会だよりに議員も編集委員に参画 ・夜間、休日議会の開催
16	〃	調査研究費の増額と使途の公表
17	平成13年5月	会議録をインターネットで公開
18	平成16年7月1日	市長（当局）へ議会運営について要請 ・一般質問の日程、質問時間、質問方法（一問一答を認める）などについて ・休日・夜間議会について ・議場のバリアフリー化について ・議会中継インターネット配信について

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会事務局体制について</li> <li>・議会のあり方について</li> </ul>
19	平成 18 年 2 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表質問について決定</li> <li>・実施時期について</li> <li>・代表質問を行うことのできる議員</li> <li>・質問の発言時間</li> <li>・質問の発言内容の限定</li> <li>・質問の通告、発言順序</li> <li>・代表質問を行うことの根拠の確認</li> </ul>
20	"	一般質問、1 日 6 人限度と変更決定
21	平成 18 年 9 月	議会インターネット中継開始
22	平成 22 年 6 月	議員定数の削減（次期改選時から、30 人を 26 人とする。）
23	平成 24 年 6 月議会	委員会で議員間討議の試行（以後、継続）
24	"	請願の委員会審査において、希望する請願者に趣旨説明（意見陳述）の場を設定
25	平成 25 年 1 月	市議会災害対策支援本部設置要綱及び災害時行動マニュアルを議会運営委員会で決定
26	平成 25 年 2 月議会	政務調査費の見直し（使徒や基準について）
27	"	議員倫理条例を制定
28	"	通年議会に関する各種例規を整備
29	平成 25 年 3 月 25 日	これまで非公式の会議であった全員協議会、会派代表者会議、委員協議会及び広報広聴委員会を協議等の場として設定し、運営要綱を制定
30	平成 25 年 5 月 1 日	通年議会に移行
31	平成 25 年 5 月 25 日	議会報告会を実施（試行）
32	平成 25 年 6 月定例会議	委員会インターネット中継（USTREAM 放送）開始
33	平成 26 年 6 月定例会議	議会基本条例を制定
34	平成 26 年 6 月 29 日	第 2 回議会報告会を実施（試行）
35	平成 26 年 9 月 5 日	文書質問に関する実施要綱及び反問に関する実施要綱を制定
36	平成 26 年 9 月定例会議	決算特別委員会に分科会方式を導入
37	平成 26 年 11 月 21 日	議会報告会等実施要綱を制定

## 柏崎市議会 議会改革の目指すもの

### 「市民の信託に応える合議体たる議会作りに向けて」

地方自治法第1条の2には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」としている。

この地方自治法の精神に基づき、柏崎市は平成15年3月に、市民と市及び議会それぞれの役割と責任を明らかにし、柏崎市のまちづくり最高規範として、新潟県柏崎市市民参加のまちづくり基本条例を定めた。

この市民参加のまちづくり基本条例において、議会について次のように定められている。

#### (議会の責務)

**第14条** 議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が市政の運営に適切に反映されるよう活動しなければならない。

- 2 議会は、市政が市民の意思を反映し、適切に運営されているか調査及び監視するとともに、その結果を市民に明らかにしなければならない。
- 3 議会は、議員が議会活動を活発に行えるように、その組織を機能的なものにしておかなければならない。
- 4 議会は、その活動を行うに当たり、市民に開かれたものにしなければならない。

柏崎市議会は、この第14条の規定に基づき、市民福祉の向上を目指し、二元代表制における合議体たる議会が、その役割を明確にするとともに、市民の信託に応えるために、「市民の信託に応える合議体たる議会作りに向けて」を議会改革の基本理念として、市民に信頼され市民に役立つ議会のあるべき姿を議会基本条例に定めるべく調査研究を行う。

#### I 基本理念の実現に向けての基本方向

- 1 議会の地位・役割の明確化と機能の強化
- 2 議会の組織・活動原則、議員の活動原則の明確化
- 3 市民の信託に応える議会と市民との関係強化

## II 基本理念実現に向けての具体的な調査研究

- 1 議会の地位・役割の明確化と機能強化について  
二元代表性を踏まえた、合議体たる議決機関としての議会のあり方について調査研究し、監視能力・政策立案能力の向上を目指す

### <調査研究事項>

通常議会、議決事件の追加、反問権の付与、決算委員会のあり方、政策形成について、議会事務局の強化など

- 2 議会の組織・活動原則、議員の活動原則の明確化について  
合議制の機関たる議会が市民の信託に応えるために、公正・公平・透明な議会運営を目指し、議員1人1人が市民全体の奉仕者としての自覚のもと、活動できる議会を目指す

### <調査研究事項>

議会基本条例、政治倫理条例、議員間討議、議会の組織、会議の運営、委員会の充実、災害時・緊急時の議会のあり方など

- 3 市民の信託に応える議会と市民との関係強化について  
市民の代表機関として、議会の活動が市民にわかりやすく、市民が参加しやすい開かれた議会を目指す

### <調査研究事項>

議会報告会、委員会インターネット中継、情報の公開、市民アンケート、公聴・政策形成の手法など

## III 議会基本条例の制定について

議会改革の基本理念に基づく改革を実現し、その継続性を担保し、市民参加のまちづくり基本条例にある、議会の役割・機能を明確にするための条例として、議会活動及び改革の基本事項を定め、議会のあるべき姿を明文化するものとする。